



福井労働局発表
平成28年4月26日

担
当

福井労働局労働基準部賃金室
室長 丸葉勝彦
室長補佐 木村和晴
電話 0776-22-2691

福井県眼鏡製造業最低工賃の改正について

－ろう付けにチタン材料が追加－

福井労働局長（早木 武夫）は、平成28年4月22日付けで、「福井県労働局最低工賃公示1号」を官報公示した。

これにより、平成28年5月22日から、福井県眼鏡製造業最低工賃は以下のとおり改正される。

1 ねじ込み作業

ねじ込みの工程が、「座金の組込み作業を含むものに限る」に限定された（※1）。

2 ろう付け作業

ろう付けの工程にチタン材料が追加された。金額は部位にかかわらず1か所につき20円となった（※2）。

3 改正額の対比

別表のとおり

別表

工 程	部 位	材 質	金 額	改正前額
ねじ込み (<u>座金の組 込み作業を 含むものに 限る</u>) ※1	丁番	金枠(洋白を 除く)	1か所につき 5円	3円50銭
	丁番を除く		1か所につき 4円	3円
ろう付け	ブリッジ(山)と リム	洋 白	1か所につき 14円	13円
	ブレースバー(わ たり)とリム		1か所につき 12円	10円
	ち(智)とリム		1か所につき 12円	11円
	よろいち(よろい 智)とリム		1か所につき 14円	13円
	パッド足とリム		1か所につき 12円	10円
	丁番とテンプレート		1か所につき 12円	10円
		<u>チタン</u> ※2	<u>1か所につき 20円</u>	—
粗磨き (自動機械に よるものを除 く)	テンプレート	チタン	1本につき 9円	6円